

審 査 基 準

平成27年 5 月 29日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 火薬類取締法第17条第8項、第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請）・ 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 （電話 075-451-9111 内線3052）
備 考：